

第 1 回太平洋広域漁業調整委員会議事録

平成 1 3 年 1 0 月 2 9 日

水産庁資源管理部管理課

1、開催日時

平成13年10月29日(月)午後2時～

2、開催場所

霞ヶ関東京會館(ゴールドスタールーム)

3、出席者氏名(出席委員)

石黒勝三郎 / 澤口政仁 / 鈴木辰興 / 木村 稔 / 佐藤 弘 / 篠崎道雄 /
外記栄太郎 / 本城康至 / 高橋征人 / 橋ヶ谷善生 / 鈴木信治 / 迫間虎太郎
網本成吉 / 井元健二 / 亀尾猶蔵 / 林 穂積 / 植野剛朋 / 林 秀仁 / 福島哲男
鈴木徳穂 / 長島孝好 / 上野敏五郎 / 砂山 繁 / 伊妻壯悦 / 宮本利之 / 有元貴
文
澁川 弘 / 山下東子

(水産庁出席者)

海野 洋	〃	資源管理部長
大石修宗	〃	資源管理部沿岸沖合課課長
中尾昭弘	〃	資源管理部管理課課長
末永芳美	〃	増殖推進部漁場資源課課長
佐藤力生	〃	資源管理部管理課漁業管理推進官
羽鳥達也	〃	資源管理部管理課管理型漁業推進班課長補佐
大隈 篤	〃	資源管理部管理課企画班課長補佐
取香諭司	〃	資源管理部管理課T A C班課長補佐
寺谷志保	〃	資源管理部管理課企画班企画調整係長
笠原光仁	〃	資源管理部管理課企画班計画係長
藤田仁司	〃	資源管理部沿岸沖合課まき網班課長補佐
氏家武士	〃	資源管理部沿岸沖合課漁業調整官
竹葉有記	〃	増殖推進部漁場資源課沿岸資源班課長補佐
楠富寿夫	〃	増殖推進部漁場資源課沿岸資源班調査企画係長
望月喜多司	〃	増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長
藤井富美雄	〃	漁政部水産経営課経営改善班課長補佐

4、議題

(1) 会長及び代理する者の互選について

(2) 協議事項

1) 委員会事務規程について

2) 資源回復計画について

(3) その他

議 事 内 容

開 会

中尾管理課長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回の太平洋広域漁業調整委員会を開催させていただきます。

委員の皆様、各都道府県、関係団体の来賓の方々におかれましては、大変お忙しい中御出席をいただきまして、ありがとうございます。

御承知のとおり、本委員会は、さきの通常国会の審議を経て、10月1日付で一部改正が行われた、漁業法第110条第1項に基づき発足いたしました。今後、太平洋海域における資源回復計画を初めとする資源管理に係る問題と、それに付随する漁業調整等について審議をしていただくこととなります。

本日は、会長等の互選や委員会の事務規程の制定等、委員会の枠組みに関することや、資源回復計画に関することを議題とさせていただきますが、本日、定員28名の全員の御出席をいただいておりますので、漁業法第114条で準用いたします漁業法101条に基づき、本委員会は成立をしていることを御報告いたします。

本日は、委員会発足後初めての会合でございますので、会長がまだ決定されておられません。会長が皆様から互選されますまでの間、私、管理課長の中尾が進行役を務めさせていただきます。よろしく御協力をお願いいたします。

長官あいさつ

中尾管理課長

この会議の開催に当たりまして、水産庁長官からごあいさつをいただく予定でしたが、長官は、ただいま別件が入りました関係で、資源管理部長の海野から長官あいさつを代読させていただきます。

海野資源管理部長

ただいま御紹介いただきました、水産庁の資源管理部長をしております海野でございます。直前まで、長官はこの会議に出席する予定にしておりましたが、急遽、他用が入りまして出席がかなわなくなりました。かわりに、私の方から長官あいさつを読ませていただきたいと思います。

本日、第1回太平洋広域漁業調整委員会が開催されるに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

さて、委員各位におかれましては、このたび、御多忙にもかかわらず本委員会の委員へ御就任いただき、厚く御礼申し上げます。

御承知のとおり、水産庁は、一昨年12月に水産基本政策大綱を公表して水産施策全般の改革に乗り出し、広く関係者や国民全般の議論を経た後に、水産基本法及び関連法の改正が、本年6月に通常国会において成立したところであります。今後、

これらに基づき、新たな水産施策を展開していくことになるわけですが、水産庁としても新水産政策を推進する本部を設置し、組織一丸となって具体的な施策の推進に努めていくことにしております。

そのような新水産政策の眼目の一つとして、本日ここに、太平洋広域漁業調整委員会が発足しました。本委員会は、太平洋海域を管轄範囲とし、複数の都道府県にまたがる水産資源の管理や漁業調整上の問題を扱う機関であり、水産基本政策大綱の具体的な施策としての資源回復計画の検討を進めていく機関でもあります。我が国水産史上画期的な意義を持つものとして、その実施に関して全国から注目を浴びています。ここに、太平洋海域における資源管理と、それに係る漁業調整の画期的な第一歩を踏み出すことになったわけです。今後の資源回復計画の成否は、これを推進すべき本委員会にかかっており、委員各位の責任は嫌が上にも重く、心より最大の敬意を払うとともに、御活躍を期待するところであります。本委員会がその役割を十分に果たすことが、資源管理のみならず今後の水産業全般の発展につながるものと考えます。

資源回復計画は、国民全体の共有財産とも言える水産資源の回復を図り、水産業の産業としての再生と水産食糧の安定供給を追求するものであり、この実行は容易ならざるものがありますが、国としても、計画の実施を支援するための関係予算の確保や、水産業協同組合法、漁業再建整備特別措置法等の関連法令の改正に鋭意取り組んでいるところであり、これに加えて、地方公共団体、漁協団体それぞれがその果たすべき役割を自覚し、一致団結して取り組むことが最も必要と考えております。

特に本委員会が管轄する太平洋海域は、北海道から宮崎県まで、そして、その奥行きも海岸線から 200 海里ラインにまで及び、黒潮と親潮が行き交うといった、広大かつ変化に富んだ漁場を内包し、漁業生産力にしても、他の委員会が管轄する海域を圧する大きな潜在力を有していると言えます。

また、それに比例して、この場で営まれている漁業の種類についても、沿岸漁業から沖合漁業まで、対象魚種にしても浮魚から底魚までの多種多様な要素で構成されており、その分、資源の管理をめぐる調整問題も集中し、克服していかなければならない課題も山積しております。

本委員会の構成は、各都道府県の海区漁業調整委員会から互選された委員と大臣選任の漁業者代表委員及び学識経験者から構成されておりますが、以上触れました諸問題を抱える中、太平洋海域の資源管理のあり方及びそれに係る漁業調整等を取り扱っていく本委員会には、全般的な考慮と公正な立場の堅持が求められます。

この点につき、委員各位の格別の御配慮をお願いいたしますとともに、本委員会での審議が水産基本法の理念に基づき、関係者のみならず広く国民全般の理解と信頼を得ることとなりますよう、切に期待しております。

最後となりましたが、本日お集まりの皆様の御健康と今後の御活躍を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

平成 13 年 10 月 29 日 水産庁長官 渡辺 好

明 代読。

資料確認

中尾管理課長

それでは、議事に入ります前に、お配りしてあります資料の確認を行いたいと思います。

大隈管理課長補佐

事務局の担当の方から資料の確認をさせていただきます。

お配りしてあります資料を順を追って申しますと、

配席図

第1回太平洋広域漁業調整委員会議事次第

太平洋広域漁業調整委員会委員名簿

出席者名簿

広域漁業調整委員会の概略

太平洋広域漁業調整委員会事務規程（案）

太平洋北部会、太平洋南部会委員名簿（案）

資源回復計画制度の概要

資源回復計画の対象とする魚種の考え方

資源回復計画制度パンフレット

以上でございますが、ただいま確認させていただきました資料に足りないもの等ございましたら、水産庁の担当の方まで適宜お申しつけください。

委員紹介

中尾管理課長

続きまして、本日は初めての会合でございますので、資料としてお配りをしてあります名簿に沿いまして、各委員を御紹介させていただきます。委員の皆様におかれましても、一言ずつごあいさつをお願いいたします。

まず、海区調整委員会からの互選委員になります石黒委員でございます。

石黒委員

北海道の石黒でございます。

北海道は一番東の果ての、知床半島の羅臼漁業協同組合に所属をいたしております。浅学非才なものですが、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、澤口委員でございます。

澤口委員

青森から来ました澤口でございます。

私は、青森県の三沢市漁業協同組合に所属しております。今後ともよろしく願いいたします。

中尾管理課長

続きまして、鈴木（辰）委員でございます。

鈴木（辰）委員

岩手海区の鈴木です。よろしくお願いいたします。

中尾管理課長

続きまして、木村委員でございます。

木村委員

宮城の木村です。よろしくお願いいたします。

中尾管理課長

続きまして、佐藤委員でございます。

佐藤委員

福島県の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

中尾管理課長

続きまして、篠崎委員でございます。

篠崎委員

茨城県の篠崎でございます。

きょうは、大石沖合課長さんもお見えでいらっしゃいます。大分御無沙汰申し上げております。

茨城県は、御案内のとおり暖寒両海水が交差いたしまして、沿岸漁業、大・中型まき網漁業、底びき網漁業等、漁船漁業が主体の県でございまして、何かとこの広域調整委員会にはいろいろお世話になるかと思っておりますが、よろしくお願いいたしますと思います。

中尾管理課長

続きまして、外記委員でございます。

外記委員

千葉の外記でございます。

房総半島真ん中の勝浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

中尾管理課長

続きまして、本城委員でございます。

本城委員

東京都の本城でございます。よろしくお願いいたします。

東京都の漁業海面は、近県の沿岸漁船のほか、九州から岩手、青森まで、非常に多くの漁船に漁場を利用していただいております。東京都の漁業調整規則をよく理解していただきまして、円満な操業が行われている点、平素、関係県の委員の方には感謝申し上げている次第でございます。そういう意味で、私どもも、漁場の円満な利用と資源の有効な利用のために委員会がどう機能すべきか、平素考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、高橋委員でございます。

高橋委員

神奈川海区の高橋でございます。

小田原市漁業協同組合でございます。私たちは、本来の漁業と都市型の漁業の中で非常に悩みが多いところでございますけれども、本会をおかりしまして、皆様方にお知恵を拝借しながら、また漁業調整に努力をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、橋ヶ谷委員でございます。

橋ヶ谷委員

静岡海区の橋ヶ谷でございます。

私どもの漁協は焼津市にありまして、小さい方の漁協で、サバ等主に沿岸の生物を扱っている漁協でございます。皆様におかれましては、きのうは、豊かな海づくり大会で大変雨の中を御迷惑をかけましたが、無事終了することができました。ありがとうございました。

中尾管理課長

続きまして、鈴木（信）委員でございます。

鈴木委員(信)委員

私は、愛知県の出身で、組合長でございます。

愛知県は、三重県と静岡県の真ん中にございまして、特にうちの組合は底びきが重点でございます。一部まき網等もございまして、底びきが主立ったものでございまして、今後ともよろしくお願い申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、迫間委員でございます。

迫間委員

三重県の迫間でございます。

三重県は伊勢湾を抱えて、また、湾港もあり、漁場の豊かなところでございますけれども、最近、海が汚れてきて、小型魚、小さい魚がどんどんと増えなくなってきましたので、環境についてもいろいろと考えているところでございますが、よろしくお願いいいたします。

中尾管理課長

続きまして、網本委員でございます。

網本委員

和歌山海区の田辺漁業協同組合の網本です。

田辺は、紀伊半島の西、紀伊水道からほぼ真ん中に当たりまして、まき網、1本釣り、その他いろいろな漁種を抱えております。よろしく申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、井元委員でございます。

井元委員

徳島の井元でございます。今後ともよろしく申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、亀尾委員でございます。

亀尾委員

私は、高知の亀尾でございます。

私のところは四国の西南端の方でございます、漁協が1月1日に合併しました。これからもよろしく願いをいたします。

中尾管理課長

続きまして、林（穂）委員でございます。

林（穂）委員

愛媛の林でございます。

所属は、豊後水道に浮かびます日振島漁協でございます。愛媛県は豊後水道、大・中まき網漁業が少しと、あと、いろいろな漁種がありますが、内海ということで資源もかなり減少しておりますので、この広域の委員会で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

中尾管理課長

続きまして、植野委員でございます。

植野委員

大分海区の植野でございます。よろしく願いします。

中尾管理課長

続きまして、林（秀）委員でございます。

林（秀）委員

私は、宮崎海区漁業調整委員の林と申します。

このたび、この広域漁業調整委員会に出席させていただくことになりました。何とも浅学非才な男でございますけれども、よろしく願いを申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、福島委員でございます。

福島委員

福島哲男と申します。

青森県八戸市におきまして、大・中型まき網漁業と沖合底びき網漁業を営んでおります。よろしく願いします。

中尾管理課長

続きまして、鈴木（徳）委員でございます。

鈴木（徳）委員

茨城県のまき網漁業協同組合の組合長を仰せつかっております鈴木徳穂です。どうぞよろしく願い申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、長島委員でございます。

長島委員

静岡県の大師丸漁業株式会社の長島孝好です。

まき網漁業に従事しております。よろしく願いします。

中尾管理課長

続きまして、上野委員でございます。

上野委員

大分県鶴見町の桑原水産の上野でございます。

大分県まき網組合の組合長もしております。どうぞよろしく申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、砂山委員でございます。

砂山委員

私は、北海道釧路市で底びき網漁業を営んでおります砂山でございます。よろしく申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、伊妻委員でございます。

伊妻委員

宮城県石巻市で宮城県沖合底びき網漁業区組合の副組合長をしております伊妻です。よろしく申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、宮本委員でございます。

宮本委員

愛媛県八幡浜市で、125 トン型の二艘びきの沖合底びき網漁業を経営しております宮本でございます。

あわせまして、大分、宮崎、鹿児島、愛媛等の沖合底びき網漁業の組合であります日本西海漁業協同組合の代表理事をしております。よろしくお願いいたします。

中尾管理課長

続きまして、有元委員でございます。

有元委員

東京水産大学で漁法を担当しております有元と申します。

各地、各漁業地で勉強させていただくという形でお世話になっている立場ですけれども、この席でも勉強させていただくという気持ちで参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

中尾管理課長

続きまして、澁川委員でございます。

澁川委員

私は、ただいま農林漁業信用基金という金融の補完をやっておる制度に携わっております、なかなか漁業事情厳しく、金融情勢厳しい中で、漁業界にいかにお金が回るかということに腐心しておりますところでございます。澁川と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

中尾管理課長

続きまして、山下委員でございます。

山下委員

明海大学の経済学部で環境経済論という授業を担当しております。山下東子と申します。

明海大学はディズニーランドの近くですが、千葉県の浦安というところがございます。よろしくお願いいたします。

中尾管理課長

以上で委員の紹介を終わらせていただきます。

また、この場に出席しております水産庁幹部を御紹介をさせていただきます。

まず、資源管理部の海野部長でございます。大石沿岸沖合課長でございます。末永漁場資源課長でございます。佐藤漁業管理推進官でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

議 題：

1 会長及び代理する者の互選について

中尾管理課長

さて、本日の最初の議題でございますが、会長及び会長の職務を代理する者の互選についての議事に入らせていただきます。

会長と会長職務代理者は、漁業法及び漁業法施行令の規定により、委員会委員において互選することとなっておりますが、いかがいたしましょうか、お諮りをいたします。

鈴木（辰）委員

私は、次の点から委員を推薦したいと思います。

一つは、この太平洋は管轄範囲が非常に広いということ、それから、その間の漁業調整等もあろうと考えられること、それから、やはり広い漁業の知見があるということが大事なことだと思いますので、そういう点で学識経験者の方から選ばれた方がいいと思います。その点で、澁川先生は水産行政等についても造詣が深いと聞いておりますので、会長に推薦したいと思ひますし、会長代理には、同じくそういった意味で水産大学の有元先生がいいのではないかと、このように思ひます。

中尾管理課長

ありがとうございました。

ただいま鈴木（辰）委員より、澁川委員を会長に、有元委員を会長代理に推薦する御発言がございましたけれども、皆様にお諮りいたします。

今の御意見につきまして、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

中尾管理課長

それでは、皆様の御了解が得られたということで、会長には澁川委員、また、会長代理には有元委員をお願いをいたします。

澁川会長におかれましては、会長席に御移動をいただきたいと思います。

それでは、恐縮でございますが、会長に一言、御就任のあいさつをお願いいたします。

澁川会長

ただいま会長を仰せつかりました、先ほどもごあいさつ申し上げましたけれど

も、農業漁業信用基金で金融に携わっております澁川でございます。

本委員会は、海野部長さんからお話ございましたように、資源の管理という大変重要な問題を扱っているということでございます。その上、初代の会長職を務めるという大変重責を任されたわけでございます。

何分にもこの委員会、新しく設置された委員会でございますして、私自身、今後この委員会をどのように進めていくのか、率直に言って、手探りな部分が相当あると思います。さまざまな困難が予想されておりますし、現実には我が国周辺水域の漁業問題の解決、これに向けて少しでもお役に立つことができますように、委員の皆様方並びに事務局である水産庁の御協力もちょうだいしながら、円滑な議事の運営に努めてまいりたいというふうに思います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは議事を進めてまいりたいと存じます。

初めに、私とともにこの苦難の道を歩まなければならない職務代理者の有元先生に、一言ごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしくお祈いします。

有元会長代理

会長職務代理という役を仰せつかりました有元でございます。

出番はないからという約束でお引き受けしておりますので、続けて勉強させていただくつもりで頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお祈いいたします。

2 協議事項

(1) 委員会事務規程について

1) 委員会の概略の説明

澁川会長

それでは、協議事項に移りたいと思っております。

まずは、本委員会の運営のルールでございます事務規程について制定するという作業が必要になってまいります。

そもそも本委員会がいかなる性格を持つものであるか、今まで委員の皆様もそれなりにお話は耳にされているかとは存じますがけれども、ここで改めて、おさらいの意味も含めまして、委員会の事務局を務めることとなります水産庁に、本委員会の概略と設立の経緯などについて説明を求めたいと思っております。お祈いします。

大隈管理課長補佐

事務局の方から、御説明申し上げたいと思っております。資料の方は、「広域漁業調整委員会の概略」としてお配りしてありますものです。

まず、この委員会の設置に関しますスタートラインと申しますのは、1999年12月、かれこれ2年近く前になりますけれども、そこで水産庁から公表されました水産基本政策大綱であります。その中におきまして、都道府県の区域を越えて広域的

に分布回遊し、なおかつ、その資源を漁獲する漁業種類が知事管理漁業と大臣管理漁業といった管理主体の異なるものが混在するような資源、そういう資源の合理的な管理といったものを話し合う場といったものが既存の海区漁業調整委員会制度の中では必ずしも十分ではなかったことへの対応として、資源の管理といったものを主題にした協議を行い、必要に応じて関連した漁業調整を行う広域的な機関といったものの設立が必要であるということが言明されたわけであります。

その流れを受けまして、漁業関係の法律改正の第一弾といったものがことしの春の国会にかけられまして、1つには水産基本法の制定、もう一つには漁業法の改正、さらには海洋生物資源保存管理法（通称TAC法）の改正といったものが行われたわけですけれども、その中の漁業法の改正におきまして、従来の漁業調整委員会制度に追加される形で、「広域漁業調整委員会」が設立されることとなりました。

具体的に申しますと、後ろの方に漁業法の関係条文の抜粋がありますけれども、その漁業法の110条で設置が定められ、太平洋海域には太平洋広域漁業調整委員会を、日本海・九州西海域には日本海・九州西広域漁業調整委員会を、そして瀬戸内海には瀬戸内海広域漁業調整委員会といった、3つの広域漁業調整委員会が設立される運びとなったものです。

ただし、多分お気づきと思いますが、資源の管理といいましても大回遊する浮魚資源ならまだしも、比較的的回遊範囲の狭いような資源ですと、太平洋、日本海といった範囲で扱うにはちょっと広過ぎる部分がございますので、実際の運用については、資源の分布なども考えまして部会といったものを設け、その中で行っていくことになるかと思っております。

この委員会の機能と申しますのは、まず、そもそもこの委員会の設置の目的といったものが広域的に分布回遊する資源の管理というものが根底にございますので、当然、複数都道府県にまたがる海域に分布回遊する資源管理についての検討を行うということにあります。また、今後、資源管理に関する取り組みの中で大変に大きなウエートを占めていきます資源回復計画、この資源回復計画に関する審議といったものを、かなり集中的に行っていたと考えております。

また、これが委員会が委員会たるゆえんでございますけれども、資源回復計画に関連するものも含め、資源管理の適切な実効性を担保するために必要な場合には、「委員会指示」といったものを発動する権限を有しているといった点がございます。これが水産政策審議会等の一般的な「審議会」と一番大きな差でございまして、この広域漁業地域委員会といったものは、具体的に漁業者が従うべきことに関して「委員会指示」といった形を通じ、一種の命令を発動することができるということにいたしまして、いきなりなにかの決定が行われるものではなく、当然それに至るまでには必要な調整といったものもこの場で行っていただくということになります。

委員の構成といたしましては、まず、都道府県の海区漁業調整委員会の中から各都道府県単位で互選していただきました委員の皆様方。それから、国が直接管理しております大臣管理漁業、一般的に沖合漁業と言われることが多いですけれども、そちらの代表の委員の方々。それから、学識経験ということで、水産関係の経営、

経済、漁業調整といった方面に知見をお持ちの方々の中から選任させていただいております。

また、部会の設置につきましては、部会の中でできるだけ沿岸漁業の方の委員と沖合の方の委員の人数というのは、それぞれバランスをとりまして、どちらか一方に偏ったというのではなく、バランスのとれた議論が行えるような運用に心がけていきたいと思っております。

なお、この具体的な委員会の管轄する海域といったものは、漁業法に基づく漁業法施行令、政令に書き込まれており、各委員会といったものの範囲を明示しております。部会の範囲につきましては、後ほどこの委員会の事務規程に関する際に御説明申し上げますけれども、具体的な線は明記せず、およそ何々県から何々県の沿岸、沖合海域を部会の管轄範囲とするという方向での整理を行おうとしております。

およそ以上でございます。

澁川会長

どうもありがとうございました。

まだよくわかりませんが、どうやら広域漁業調整委員会は3つ設けておられると、こういうことでございまして、既に瀬戸内海と日本海・九州西の委員会は開かれているということでございますから、私ども太平洋広域漁業調整委員会はスタートが最後の委員会でございまして、既に開催された2つの委員会での挙動がまことに気になるわけではあります。しかし、さようなことを今言っても事務局は困るでしょうから、まずは進めさせていただきます。

ただいま事務局の方の説明で、委員会設立の経緯、概略についての説明がございましたけれども、何かご質問等ございませんでしょうか。

時間もございまして、いずれにしましても、この会の方向性はこれから決まっていくというようなこともございませうから、後ほど、また質問がございましたらいただくということで運ばせてまいります。

2)事務規程の説明

澁川会長

それでは、事務局の方で事務規程(案)を準備されておるようでございますので、これについての説明を求めます。事務局、どうぞ。

大隈管理課長補佐

お配りしてあります資料の「太平洋広域漁業調整委員会事務規程(案)」に沿って説明させていただきます。

この事務規程(案)と申しますのは、漁業法施行令の中に、委員会の会議の事務については各委員会で定めることができるという規定がございまして、それに基づいて定めさせていただこうとしているものです。

内容といたしましては、既に廃止になりました法定連合海区漁業調整委員会、それから、各県の海区漁業調整委員会の方で使われておりました事務規程の内容に沿って作成したものでございます。

基本的には、この事務規程がとりあえず手元があれば、委員会の会議といったものを進めるのに不自由しないことを念頭に置いてつくったものでございますので、例えば3条であります委員会の組織定員の話とか、会長及びその職務とかいった事項に関しましては、漁業法とか漁業法施行令とかといった法律の中に書いてあるものも、あえて記入させていただいているものです。

1条の所掌事務から追って説明させていただきますと、この太平洋広域漁業調整委員会といったものは、基本的には、漁業法施行令で定めてあります太平洋の海域におきます資源管理及びこれに係る漁業調整に関する事項を協議し、農林水産大臣から意見が求められた場合にはそれに対する答申、もしくは意見の具申ができるといった性格のものでございます。

2条の事務局については、これは水産庁が直接管轄いたします。

3条の委員会の全定員は28名ということでございます。

4条から13条につきましては、会長及びその職務、会議の運営等につきまして定めておりますが、これは従来海区漁業調整委員会と同様であり、この部分につきましては説明を省略させていただきます。

なお、この広域漁業調整委員会を設立するに当たりまして大きな問題となりましたのは、大変に大きな委員会でございますので、資源の種類によっては全委員にお集まりいただいて話し合いをするというのでは、必ずしも効率がよろしくない部分があるということでございます。そのような部分については、できる限り部会の単位での実質的な協議といったものが必要と思われましたので、この事務規程の第14条において、部会の設置に関する規定というものを設けさせていただきました。

この太平洋広域漁業調整委員会には、太平洋北、太平洋南、この2つの部会を設置させていただこうと思っております。その範囲につきましては、太平洋北については北海道から茨城県に面する海域、太平洋南部会におきましては千葉県から宮崎県に面する海域ということで考えております。浮魚資源ですと、南と北の委員会にまたがって分布する資源といったものも当然想定されるんですが、底びき網等を中心に漁獲対象としておりますような底魚資源につきましては、およそこの海域において南北の区切りというものがつけられるであろうといったことから、このような線引きということ想定させていただいております。

そして、部会を設けるなら、その委員をどのように規定するのかということも出て参りますが、まずは、部会の区域内に設置された海区漁業調整委員会から互選された委員の皆様方。北部会であれば、北海道から茨城県までの各県から互選された海区代表の委員。それから、農林水産大臣が選任した漁業者代表の委員、北部会ですと都道府県の方が6県になりますので、それに対応する形で大臣選任の漁業者代表の委員の中からも選任させていただこうとしております。それから、中立的な立場の学識経験委員さんにつきましては、全員参加していただこうと思っております。

そして、この部会の審議の結果というのは、これは委員会の下部組織として設けられるものですので、当然部会の審議の結果といったものは委員会に報告をしなければならぬという規定も設けさせていただきました。

もう一つ、今後この広域漁業調整委員会の中におきましては、資源の回復計画に関する審議がかなりのウエートを占めることとなりますが、これにつきましては、部会の審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする専決事項とできるというふうな規定を設けさせていただいております。繰り返しますけれども、これは委員会の運営の効率化を図っていく必要があるといった趣旨から設けさせていただいたものです。ただし、例えばこの回復計画の保管措置として、または一般的な資源管理関係の話し合いの結果として、「委員会指示」といったものを発動する場合におきましては、これは漁業法上「委員会」に対して権能が与えられているものでございますので、部会の単位で実質的な話し合いを行ったとしても、それは最終的な委員会指示の発動に当たっては委員会本体で協議を行っていただく必要があることが特徴でございます。

それから、第 15 条で専門部会の設置といった項目も設けさせていただいております。これは、部会が基本的に常設の組織として設置されるのに対しまして、専門部会といったものは、例えば特定のテーマ、ごく関係県、関係漁業などが限られるような事項とか、もしくは漁場環境の保全等の特別なテーマについて話し合いを行う必要があるという場合は、この委員会の議決を経た上で、少人数による専門部会の設置といったものもできるというふうな規定としているものです。ただし、関係してくる都道府県もしくは漁業者代表の委員の人数といったものは当然限られたものになることが予想されておりますので、ここにおきましては、議事の決定は全員一致で決することといたします。また、専門部会の場合には専決権というものはなくて、あくまでも議事の結果を委員会に報告し、委員会の承認が得られて初めて効力を発するとした形をとろうとしております。

第 16 条には他の広域漁業調整委員会との協議といった項目を設けております。これは、太平洋広域漁業調整委員会の中で今後いろいろ協議の対象となる資源は、基本的には太平洋の海区の範囲内で分布回遊が完結する資源ということで想定をしておりますけれども、何分魚の話でございますので、例えば北海道の知床半島からの線であったり、宮崎県と鹿児島県の間に引くことになりました線についても、それを跨いで分布・回遊する資源といったものも当然想定されており、また、資源自体はどちらか片方のエリアに分布回遊していても、それを漁獲している漁業関係者の方々が、例えば太平洋広域漁業調整委員会の海域でもあっても、この線の向こう側の沖縄県や鹿児島県の漁業者の方々が普通に操業しているような事例といったものも考えられます。

ある資源に関して資源管理や回復計画を審議し、場合によっては委員会指示といったものを発動する場合、関係する漁業者の方々の意見といったものは必ず汲み上げて行かなくてはならない訳ですから、このようにまたがって分布回遊する資源、もしくは両方の広域委員会の範囲の漁業関係者の方々が利用する資源につきましては、必ず 2 つの広域漁業調整委員会の間で協議を行った上で必要な処理は行うこととし、そのために必要に応じて合同委員会を設置して話し合いを行うべしというふうな精神を盛り込んだものでございます。

あと、17 条、18 条というのは、規程の改正についてはこの委員会の議決によっ

て行うこと、委員会の庶務は水産庁において処理すること、としているものです。
あと、この附則というのは、本日付で適用ということで行わさせていただきたい
と思っております。

以上でございます。

澁川会長

ありがとうございました。

この事務局提案につきまして、御意見、御質問等ございませんでしょうか。

どうぞ。

本城委員

大きく分けて2点お伺いしたいんですが、第1点は、第2条で委員会事務局は水産庁に置くという御説明でございましたけれども、水産庁のどこに置くのでしょうか。

それから、従来の調整委員会の事務局は知事部局から独立した形で運営されているわけですが、それと同じような概念のもとにこの事務局は運営されるのかどうか。その2点をまず伺って、次の質問に入りたいと思います。

大隈管理課長補佐

委員会事務局は、事務規程では単に水産庁とだけしておりますけれども、実質的には水産庁の資源管理部管理課、こちらの方で行うことになっております。

そして、独立させた事務局といった形で設けるかということにつきましては、これは農林水産省内部の組織の話になるんですけれども、今のところは、具体的に専門の事務局を設けるといった方向に話は向いておりません。実質上、水産庁の資源管理部管理課の方で行うということでございます。

本城委員

わかりました、ありがとうございました。

この事務局の運営というのは大変なことだろうと思いますので、少なくとも現在の課長補佐級の方が事務局長になって運営されないと、十分な運営はできないのじゃないかというふうに思って伺ったわけです。

第2点でございますけれども、この広域漁業委員会の事務規程の中には、他の広域委員会との関連は述べられているんですが、従来の漁業調整委員会との関係については触れられていないわけです。これは、現在の段階でいろいろ文書にするのに難しい面があってそうされたのじゃないかなとは思いますが、ここのところは、現実的な漁業調整においては非常に重要な話だろうと思うわけです。

この広域漁業調整委員会ができるに当たって、私ども東京都の委員会内部ではいろいろな議論が漁業者から上がってきます。やはりいろいろな危惧があるわけです。漁業者の方は簡単に、従来の調整機構の上部機構になったらうまくないぞという発想をしますけれども、委員会の中で議論しているところでは、とにかく地元の海区漁業者の経営の安定と健全な発展が保障されているならば、我々はこの広域漁業調整委員会の運営に協力していきましょうよ、という話が出ております。

しかし、いろいろ問題がありますので、先般、東日本ブロックの調整機構の会議の折に私どもの方から提案しまして、一言で言いますと、広域漁業調整委員会の決

定につきましては、地元海区調整委員会の要望だとか意見というものが十分尊重されること、もう一つは、でき得れば制度上の担保として、例えば地元の調整機構の同意を必要とするとか、そういう仕組みは考えてもらえないだろうかという意見がありました。これは東日本ブロックの皆さんの御賛同も得ているところでございまして、従来の調整機構との関係というものを行政的にある程度明確にされておいた方が、今後、運営に当たってよろしいのではないかとということでございます。

そういうことに関連して、非常に思想的な話になるかもしれませんが、従来の漁業法における広い意味の漁場計画という概念と、この資源回復計画という概念のすり合わせみたいなものも伺っておいた方がいいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

大隈管理課長補佐

一般的な海区漁業調整委員会との関係ということでございますけれども、この広域漁業調整委員会を構成する委員の皆様の中におかれましては、海区漁業調整委員会の意向を背負っていただくということで、各都道府県の実務部の中から互選で出てきていただく委員がおいでになるわけです。

また、これは委員会の運営上の話になりますけれども、この広域漁業調整委員会の中で、今後資源管理に関する話し合いが行われていきますが、個々の議論の対象となるような関係海区の方の意図といったものを一方的に無視し、単純に多数決で押し切るような運営といったものはやはりまずいということが前提にございます。その部分は十分注意いたしまして、この会議の場で審議を尽くし、関係者の方々の了解もいただいた上で物事を決定するというふうな形の運営に心がけていきたい、そういう姿勢で臨ませていただきたいと思います。

それから、漁場計画というのは、漁業権ということとはまた別のお話でしょうか。

本城委員

広い意味で漁場計画というのには、資源保護法の考え方も入ってきて、資源をどう利用するかという内容は入ってきているわけですね。だから今回の場合は、力点としては、水域調整法みたいな考え方よりも、もっと広い意味で、資源の利用はどうあるべきかという点を主体に置いて考えていくとするならば、その辺は若干漁場計画と性質は異なっているわけですね。その辺、ちょっと思想的なことですから、素人が法律的な内容もわからずに伺ったわけなので、余り心配した質問は要らないと思っておりますけれども、ちょっと伺っただけです。

大隈管理課長補佐

了解いたしました。

本城委員

ですから、今伺ってわかりましたけれども、そういう今お答えいただいたような形で運営されれば非常にいいわけなんですけれども、そういうことは、この委員会の運営規程にかかわる部分で何も触れられないんですか。従来の連合海区漁業調整委員会と海区調整委員会の関係については、前の漁業法では触れられてますよね。

大隈管理課長補佐

従来の漁業法におきまして、例えば単海区の委員会指示、連合海区漁業調整委員会の委員会指示、それから法定連合海区の委員会指示といったものが規定されており、それらの委員会指示の内容がぶつかった場合どうなるのかという規定もございます。それでは、単海区の漁業地域委員会の指示よりも法定連合海区漁業調整委員会の指示などの方が優先するというふうな規定になっておりましたけれども、本日はその条項といったものは資料の方に入れておりませんでした。今回の漁業法改正でもその流れといったものが引き継がれております。それで、単海区の委員会指示よりも太平洋広域漁業調整委員会等の広域漁業調整委員会の委員会指示といったものが優先するというふうに法律上規定されております。それもございますので、先ほど御懸念がありましたように、単海区の意思といったものを無視した形で広域漁業調整委員会が一方的な決定を行うようなことは、これは大変に危険な発想でもございますので、そういうことがないように運営上気をつけていくべきことだと思っております。

本城委員

ありがとうございました。

澁川会長

ただいま本城委員より御質問がございましたけれども、ほかに、ございませんでしょうか。

ないようでしたら、とりあえず全体の姿を整えなきゃならないということが当面の課題でございますので、仕事の内容についてまだ疑義も出てくるかと思っておりますけれども、進めながら折に触れて対応するというところで、当座進めさせていただきたいと存じます。

それでは、事務規程についてはこの案で決定し、本日付で制定するというようにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長

それでは、事務規程についてはこの案で決定し、本日付で制定いたします。

3) 議事録署名人の選任

澁川会長

それでは、事務規程が一応採択されましたので、それに沿った手続を踏んでまいりたいと思います。

続きまして、事務規程の第12条でございます。読み上げますと、「議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに署名するものとする」、となっております。本委員会の議事録の署名人2人を、私が指名申し上げるということになっております。

まことに僭越でございますけれども、私の方で指名させていただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長

ありがとうございます。

それでは、今回の委員会議事録の議事録署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方から石黒委員さん、大臣選任の漁業者代表委員の方からは福島委員さん、お二方をお願いをいたします。どうぞよろしく願いを申し上げます。

4) 部会の設置に関する確認、部会委員の指名

澁川会長

次に、事務規程第 14 条でございます。14 条と申しますと部会に関する事項でございますけれども、背景につきましては、先ほど水産庁の担当からも説明がございました。本委員会では、太平洋北、太平洋南の 2 つの下部機関を置くことになったわけでございます。各部会を構成する委員につきましては、部会の設置される海域の関係県から互選された委員さん、学識経験委員さん、それに大臣選任の漁業者代表委員の中から、会長が指名する委員というふうになっております。

この委員会は、同一の資源の利用といった観点から、沿岸の漁業と沖合漁業とバランスのとれた議論が行われる必要があるということですので、事務局の方で準備してお配りしてございます部会委員名簿(案)としたいと思いますが、御意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長

ありがとうございます。

それでは、意見がございませんようでしたら、このとおりにさせていただきたいと思えます。

なお、各委員の皆様におかれましては、明日午前 10 時、太平洋南部会、午後には太平洋北部会が開催されますので、それぞれ関係委員の皆様にご参加いただきまして、さらに資源管理の問題などについて議論を深めていただきたいと思います。よろしく願いを申し上げます。

(2) 資源回復計画について

澁川会長

次に、大きな議題の 2 つ目になります。

先ほど来説明の中に、当面は資源回復計画について御協議いただくという話があったのですが、次の協議事項は資源回復計画についてでございます。1999 年 12 月、水産基本政策大綱の公表を受けまして、本年 6 月 29 日の国会において水産基本法及び関係法令の改正が成立したところでございます。これによりまして、水産政策の大きな柱として、悪化した水産資源の計画的な回復措置を図る資源回復計画の枠組みが本格的に動き出したわけでございます。

本委員会の管轄する海域におきましても、資源の状況等を勘案すれば、主に太平洋中部から北部にかけて分布回遊する例えばサバ資源や、太平洋北部会の海域での沖合性カレイ類、太平洋南部会で伊勢湾における小型底びき網漁業の漁業対象魚種に対する取り組みが有力な候補と考えられているように聞き及んでおります。

それぞれの資源については、明日の部会で詳しい検討が行われることになるわけですが、本日のこの場では、資源回復計画の概略や現在の検討状況及び本委員会に求められている役割などについて、事務局から一括して説明をちょうだいしたいというふうに思います。

それでは、佐藤漁業管理推進官、よろしくお願いを申し上げます。

佐藤漁業管理推進官

管理課の佐藤でございます。

それでは、「資源回復計画制度の概要」というペーパーと、もう一枚、最後にございますが、「資源回復計画の対象とする魚種の考え方」、この2つの資料に基づいて御説明したいと思います。

それでは、当面本委員会の具体的な審議の対象になります資源回復計画制度について御説明いたします。既に委員の皆様方におかれましては、漁業者説明会、また海区の委員会において概略御説明をお聞きになっているかと思いますが、改めてここで説明させていただきます。

まず、資源回復計画の目的でございます。我が国は、これまで資源管理型漁業—これは約10年間の歴史があります、それと、4年前からTACによる管理制度を、資源管理に関しての大きな2つの施策として実施してまいりました。しかしながら、結果的に見ますと、多くの魚種で資源が減少傾向にあります。こういう問題点を踏まえまして、これらの事業の問題点等をこの4年間、いろいろ議論してまいりました。その結果、資源の悪化の原因が人為的な漁獲圧の強さによるものにつきましましては、減船なり休漁なりといった努力量の削減を行わざるを得ないと。これを一つの中核に置きます。

ただし、努力量の削減のみでは漁業者にいろいろな面で影響を与えますので、その対象資源が種苗放流が可能なもの場合は、その努力量抑制と同時に放流を強化していく。さらに、その資源の減少が、対象魚種の稚魚なり成育の場における漁場環境の悪化が原因の場合は、単に努力量の削減だけでは資源の回復は達成することはできない。こういう3つの、とらないこと、放流すること、漁場環境を守ること、こういう3つのものを計画的に、かつ、それに関連する漁業種類すべてを横断的に取り込んでいくというものであります。

2つ目、概要でございますが、まず、資源回復計画の性格についてでございます。資源回復計画というのは、広域種については国、一部都道府県の範囲にとどまるものは都道府県がつくることになっておりますが、これは国が、また都道府県が、いわゆる上から押しつけて強制的に措置するというものではなく、何を講じていくかという議論の過程においては、漁業者の合意を図りつつ作っていく。ただし、合意に至り結果が出た段階におきましては、これは資源保存管理法または漁業法においてその実効性を担保する、こういうふうになっております。そういう面からします

と、資源回復計画は自主的な管理の延長においての合意形成と同時に、その内容についてはTACのような公的管理制度を加えるというふうに、自主的管理と公的管理の両相まった性格を持ったものでございます。

次に、資源回復計画の枠組みでございますが、どこでこれをつくるのかというのは、まさにこの広域漁業調整委員会で協議すると。先ほど本城委員からもございましたように、この議論の過程においては、次のページでも御説明しますが、関係漁業者はもちろん、関係海区の委員の意見も踏まえて作成していくということです。

2番目の特徴は、基本的な計画というものは国なりがまとめていきますが、それに対応して、具体的にどういうことをそれぞれの関係漁業者が実施していくかという面で、漁獲努力量削減実施計画、こういうものを同時的につくっていくというのが一つの特徴になっております。国、都道府県は、この実施計画を実行するに当たりまして、従来から、いわゆる管理措置の必要性は認めても、それを実施していくにおきましての漁業者に与えるいろいろな経営的問題、これを解決していくということで、来年度に向けて予算要求をしておりますが、経営安定支援策を講じる、それから、先ほど言いましたように、これら各種事業を使いまして、増殖なり漁場保全関連措置などに支援をしていくということになっております。

それから、資源回復計画そのものの内容につきましては、ここに挙げていますように、対象魚種、回復目標、期間などを定めます。次に、4番目はどういう手法でどういうレベルまで下げていくのか、それに対しての必要な経営安定措置はどのように講じていくのか。5番目は、放流と環境保全。このような措置全体を回復計画として定めていこうと思っております。

次に、それに基づいて関係漁業者団体におきまして、以下の、1、2、3と書いておりますが、よりその具体的実施計画に沿ったものをここでつくっていくこととなります。特に3などにおきましては、その具体的な経営安定策を講じるに当たっての資金の調達方法、また、場合によっては関係漁業者間において負担関係が生じた場合は、それをどういうふうに持っていくか。単に資源回復計画を作っただけで終わらせないよう、具体的な実行措置等を併行してセットで協議をしていくというふうに考えているところであります。

なお、次のペーパーは、それを図に置きかえたものでございますが、資源回復計画は大きく3つのパーツから成っております。右の上の枠組みは、いわゆる資源回復計画をつくるに当たっての合意形成の枠組みでございます。右の上でございますが、この資源回復計画をつくる際に広域漁業調整委員会を利用していき、ここで協議調整を行っていく。その下にございますけれども、当然この場に御出席の関係県の知事さんとも協議をする。その際は、この委員会に海区委員の代表が必ず出ておられておりますので、広域漁業調整委員会の議題は事前に各海区に知らされ、その結果も各委員会におりていくということになっております。先ほど御指摘がありましたように、当然海区の意見を踏まえてやっていかなければならないというふうに考えております。

なお、例えば知事管理漁業において何らかの漁業規制が必要となったら、当然それは各都道府県の漁業調整規則において措置をするということになります。そうい

う形からも、十分ここは連絡をとっていくということになります。

なお、その下にございますが、この資源回復計画を作成するに当たっては、同時並行的に漁業者協議会というものを予算措置で設けております。今、業種別、地区別合わせてそれぞれ全国に約 200 の漁業者協議会を、このために設置、または設置しようとしております。いかなる資源が対象になったとしても、それに関連する漁業者が必ずその内容に意見も言い、その結果についての調整も行っていく場をつくらうということにしておるところであります。これが一つの今回の特徴であります。

そこで決まったものにつきましては、先ほど申し上げましたように、従来あります T A C においては、T A C で公的な担保をする。新たに T A E、努力量隻日数規制に該当するものは、それで担保していく。この左側については、従来どおり、水政審の方の議論の方に移っていきます。それから、右の下にございますが、資源回復に関しての実施計画を受けて、それに対しての必要な経営安定措置を講じていく、こういうふうな枠組みになっているところでもあります。

次のページは、この委員会の当面の業務の予定ということを整理しております。

まず、10月までにこの委員会の立ち上げをするということになりますと、早速この委員会の業務に入っていくわけですが、先ほど大隈の方から説明もありましたように、この2番目、所掌する海域におきます資源管理に係る一般的業務、これは関連漁業の横断的努力量の調整ということになりますが、これは漁業法に規定された広範な業務になります。これは、この委員会の恒常的業務として、今後、将来にわたり実施されていくものであります。特に、そのうち資源回復の対応が必要だという魚種につきましては、3の資源回復計画の取り組みに入っていただくわけですが、

そこに2つ分けております。まず第1点は、資源回復計画を作成することに関する協議でございます。これは予算措置との関連がございますけれども、この計画作成は、本年残る半年を含めまして3年半、16年度までの3年半で計画をつくっていききたいというふうに予定しております。

2としては、それに基づく実施でございます。その実施につきましては、計画がまとまり次第、その翌年から実施していく。一応平成14年度から23年度のこの10カ年の間におきまして、資源の減少の原因になっている過剰な努力量を削減し、23年までに資源の減少が回復に向かうという方向を達成したいというふうに考えているところでございます。

なお、資源につきましてはいろいろな不確定な要因がございますので、計画を実施する中で、毎年必要に応じてモニタリングをし、その結果を踏まえながら、またその計画を見直していく、このような作業がこの委員会の当面の作業になってくるというところでございます。

それで、申しわけありませんが、その残り1ページを後でまた説明しまして、最後に残っている「資源回復計画の対象とする魚種の考え方」というところから先に御説明させていただきます。

私どもは、平成11年、12年と、ことし13年度までの2カ年間余りにわたりまし

て、資源回復計画というものを実施していくに当たって、どのような魚種が一応考えられるかということにつきまして、関係都道府県の水産試験場、行政、また国の水産研究所の関係者の意見を踏まえまして、整理してまいりました。ここで、きょう御提案します候補魚種をどのようにして絞り上げたのかという整理の過程を御説明したいと思えます。

これは平成 10 年度の資源評価に基づいて、11、12 年と議論してまいりました。当然、現在と資源の状態は変わっております。近年の漁獲量は、この平成 8 年よりも、御存じのとおり、減少してきております。

平成 8 年度の漁獲実績ベースで見ますと、当時の沿岸・沖合の漁獲量というのは約 500 万トンありました、これは一部の魚種は除いております。それに対して、水産研究所が調査対象にしている魚種は約 326 万 6,000 トン。うち、今のとり方をしていると今後とも資源が減少すると思われるものの分類が、約 190 万トンございました。次に、そのうち、その減少の原因がいわゆる自然的要因と考えられるものももちろん、全く魚をとらないということはどの資源にとってもいいことですが、減船・休漁という漁業者に負担を与えてまで魚をとらないこととしても、その結果として漁業者にもたらす利益がどの程度確実かという確率論から見ますと、むしろ子どもが生まれたときの海の要因に大きく左右される魚種はちょっと資源回復計画の対象とするのはいかなものかという形で、とりあえず、例えばここにはマイワシとか、単年性魚種、浮魚資源でありますイカとかサンマについては除外いたしました。

その残る部分につきまして、100 万トンでございますが、このうち、例えば我が国周辺に分布していながらも、ロシア、中国、韓国の水域にもまたがっており、我が国だけで資源管理しても、必ずしも十分な成果が認められないおそれがあるというものなどを除きまして、最終的には、国の資源評価になっている対象魚種の 67 万トン、それから、国としては資源評価の対象にいたしません、各都道府県が従来から資源管理型漁業等で地域重要種としてやっているもの、その中から 3 万トン、合わせて約 70 万トンを、とりあえず今後の資源回復計画の作成候補として議論していただいてもいいのではないかとということで抽出したわけです。

それが次のペーパーにございますが、これを資源の分布範囲なりブロックに分けてまとめてあります。ここには、約 40 魚種の 61 系群、こういうものが挙がっております。そのうち、特に平成 13 年度中にでも、可能であれば早急に資源回復計画の作成に取り組み、14 年度からの中で実施を開始したいというもの、これを で、示しておりますが私どもの方として、いろいろ意見を踏まえて御提案させていただいているところであります。

それから、 は、今後早い段階にそういうものを検討していったらどうであろうかということで、優先順位の高いものではないかと。ここに挙げてある魚種は、あくまで私どもとして判断したものであり、未だ漁業者の方におろして協議をきちんとしたものではございません。そういう面からすると、今後これをたたき台として、漁業者の方と御相談してまいっていきたいというふうに考えているところであります。そのやり方につきましては、もう一度、前のペーパーの最後になりますけれ

ども、見ていただきたいと思います。

少し細かい字で申しわけないんですが、「資源回復計画に係る今後の作業スケジュール(案)」ということになっております。これが、この広域漁業調整委員会の今後の作業スケジュールと、それに対応しまして行政研究担当者会議と先ほど申しましたが、この資源回復計画をつくるに当たって、この公的委員会と同時に漁業者の協議会を設置して、そちらと並行的に協議を進めていくという仕組みの、この3段階のものになっているところの手続を御説明したいと思います。

本日は10月委員会のところにありますけれども、本日の委員会の目的としましては、部会を設置していただくという議題と、明日になりますが、部会単位での資源状況の説明をさせていただきたいと思います。

次に、具体的な検討テーマとしましては、まず、平成16年度までの3年半、どういう魚種を対象として、また、それにどうやって優先づけをつけていくかということの素案を検討していくことについて、手続を今後議論していただきたいと思います。もう一点は、ここに特定魚種と書いてありますが、これは平成13年度からでも資源回復計画の作成に取り組みたいということです。

というもののここに示した2つの素案をもって—ここで中身を決めるというものではございません、今後の検討のたたき台となるものとして、本、委員会で御了承が得られましたら、それを担当者会議へ持ち込んで、さらに具体化して、それをそれぞれの漁業者協議会で議論をしていただく。候補魚種と優先順位の協議と、平成13年度中の具体的な資源回復計画案の協議を並行的に進めまして、これを本年度末に開催したいと思っています部会、また、必要であれば、年が明けて委員会もございませぬけれども、そちらの方で最終的に決定するスケジュールとしております。これが、今やっていかなきゃいけない作業の一つであり、もう一点は、13年度中にできればつくっていききたい特定資源の回復計画の案の決定ということになっております。

それが、先ほど御紹介がありましたように、当太平洋委員会としてはマサバ。ただし、これは卓越年級待ちという条件がついておりますけれども、これはまた、明日御説明したいと思います。それから、太平洋北部会では沖合性カレイ類、太平洋南部会では、ここではでトラフグになっておりますけれども、トラフグも含めた内湾の底魚類という形のを、特定魚種として議論していったらどうかというふうに考えております。

以上でございます。

澁川会長

ただいま盛りだくさん話を伺ったわけでございますが、個別の議論は別途行うということにしまして、とりあえず、今の説明に関連しまして御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。いかがでございますか。濃密なお話でございましたけれども、御疑問がございましたら、何なりと結構でございます。ございませんか。

では、とりあえずこのまま進めて、後ほどまた議論が戻るということも十分あり得ますので。後ほどご質問がありましたら、よろしく申し上げます。

事務局からの説明がございましたけれども、会長職の私が要約するというか整理

しますと、私どもの広域漁業調整委員会に求められている役割としましては、複数県の海域にまたがって分布回遊する魚種の資源管理問題全般についての審議を行うことではないか。ただし、当面の取り組みとしては、事務局の方では資源回復計画に関する事項についての調査審議を行って、それに対して委員が意見を述べるということになるのではないかというふうに思われます。

本日の委員会では、どうも個別の資源回復計画について何か決定を行うというような性格ではなさそうでございます、今後の資源回復計画の作成に向けた作業の手續や手順に関する2つの事項について審議を求めているということでございます。

さらに、これを区分けしてみますと、委員会における回復計画の調査審議を、本委員会と部会とでどういうふうに分担していくのかということがひっかかりますし、第2点目としては、本年度中に一体どんな作業を行うかという、その予定のところの問題のようなことでございます。

まず、1点目の委員会と部会の調査審議の分担についてでございますが、具体的に申しますと、委員会事務規程をちょっと見ていただきたいんですが、この後、部会に任せるといことなんですけれども、部会のところの14条の第7項のところに、「委員会は、部会の設置された海域において完結する資源の回復計画の調査審議については、部会の調査審議の結果をもって委員会の結果とできるものとする」というような表現があるわけでありまして。本委員会では、どのようにするのかということについての意思決定を行うということでございますので、この表現、部会の範囲をまたいで分布回遊する資源については本委員会で最終的に調査審議することになりますけれども、部会の範囲に完結するという表現がされておりますけれども、その完結するということが明確であるというふうに判断された場合には、当該資源の回復計画は部会にお任せするということがいいかどうかということをお承りいただきたいと、かようなことになっておりますけれども、この点、皆さんの御意見をいただきたいと思っておりますが、いかがでございますでしょうか。

どうぞ、外記さん。

外記委員

一つの例としてサバを考えてみますと、サバは太平洋全域にいるようでございます。特に今の段階では、東京都島部の海域で産卵をしまして、北上索餌をして、また帰ってくるというふうな繰り返しをしております。今の分け方が部会として、南部会で生まれて、北部会に泳いでいって、回遊しているサバを、一つの部会だけで結論を出して、それが太平洋部会の意見だというふうにまとめることについては、ちょっと問題があるのではないかなというふうに私は思います。

佐藤漁業管理推進官

明日また、個別の魚種について、どういうふうに私どもが今後の管理措置を考えているかというのを御説明をしたいと思うんですが、今の件につきましては、当然太平洋系群のマサバについては、この委員会での議論を踏まえて決定していくべきものというふうに考えております。ただ、資源管理措置の中身として、段階的に、一度にどの水域も同じことをするのではなく、例えば明日御提案しようとしている

のは、まず、稚魚が生まれたら、その稚魚をまず第1段階で保護しましょうと。その次、保護してある程度生き残ったら、今度は親の段階になったら、そこまで広げて、今度はそこも含めて議論しましょうということになりますと。

全体の枠組みとしては、あくまでこの委員会で議論すべきことですが、よりその具体的な第1段階、第2段階で分けたときは、それはこの委員会で必要に応じてまず最初に、どの海域で何をするかといった場合に、その関係する委員会が、関係漁業者が、その部会である程度完結できるということであれば、一たん部会に実質的な審議をお願いする。ただし、それを最終的に回復計画でまとめていく段階は、当然その第2ステージとしては南部会まで広がってきますので、そこは、南部会が初めてそういう議論を知ったということはずいと思えます。ただし、第1段階でやらなきゃいけないときに、南部会の関係漁業者には特別のことを当面はお願いしないということがもしあれば、これは北部会で議論をまずやっていくということがあってもいいのではないかと。ただし、原則として、太平洋のマサバはまさに北海道から宮崎まで、分布は少なくともしている。ただ、漁業と資源管理のものをしますと、もう少し重点化を図っていくということが実際には必要になってくるというふうに考えております。

外記委員

了解いたしました。

澁川会長

ほかにはいかがでございますか。

どうぞ。

植野委員

資源回復計画の対象魚種の選定のお話があったんですが、2つほどあります。

1つは、単純に言えば、対象魚種の生態系がなぜ減ったのかという原因が明確である魚種なら、それをすればいいんですが、佐藤さんの先ほどのお話では、主に資源回復は人為的な努力量だけで回復していこうというようなお話に聞いたんですけども。まず、明日以降に出される魚種については、生態系の研究はどの程度明確にされておるのか、わからないままに人力でやっていこうとするのか、その辺を、資料があれば出してもらいたいというのが1点でございます。

あとは、環境でやっていこうというお話があったんですが、環境の中にも、例えば農業でいう畑づくり、種づくり、肥料というのがあるんですが、日裁協でおやりになっている栽培魚種と資源回復の対象魚種との整合性というか、資源の回復は種苗放流でやる場合には、日裁協等である程度財政的な援助のもとに、国の広域放流としてやっていく考え方も必要じゃないかなという感じもいたします。ただ、どうしてもそういうふうにはできない場合には、漁場基盤整備事業で支援していくとか、そういうような措置も将来的には必要ではないかと思うんです。環境でも藻場造成ですとかそういうふうなことも、将来、特別な基盤整備の手法を各県なり、いわゆる連合海区の漁場としての性格を、この委員会ではどの程度具申ができるのかどうか。

澁川会長

お願いします。教えてください。

佐藤漁業管理推進官

それでは、私の方から。

まず、今植野委員御指摘のまさにそれが、この2年間、対象魚種を絞り上げる段階において、関係の研究者においても、この資源がなぜ減ったのかというところについては、いろいろと判断があります。漁獲以外のものが明確な原因であるというのも少ないし、とったものだけによるものだという、逆にそういうこともいろいろな複合的要因があるだろうと。そういうことでございますので、今候補という形で挙げさせていただいているものをさらに漁業者におろして、漁業者は毎日海に出ておりますので、そういう資源学的な数理的な整理は別にしましても、最も漁場なりそういう変動を身をもって御存じだということで、その辺の判断も伺いながら、今後詰めていく必要があると思います。

2点目の、この資源回復計画に関します放流事業と環境保全事業の取り組みが、従来のような取り組みでいかどうかという、端的に言いますとそういうものではないかと思うんですが、きょうはちょっと委員会が違うかもしれませんが、最もそれが端的に出ているのが、瀬戸内海広域漁業調整委員会になるのではないかと申しますのは、瀬戸内海は非常に狭隘で、かつ放流事業なり漁場保全事業が、こういうふうに大海に向かって、左右の関係だけではなく漁の向側との関係があります。だから、非常に海が緻密に使われている。そういうところで、資源のとり方によって、場合によってはお金のやり取りもする、規制もするということになります。その裏腹で言いますと、それを積極的に増殖していこうという行為が、ここの県単位の振興事業でやっていくという取り組みが適切かどうかということは当然出てまいります。また、一つの漁場環境保全の行為が、結果的にその資源が回遊するいろいろな都道府県の利益になるということになりますと、まずは資源の保護についての全体的な取り組みをするなら、それに対する放流または漁場環境保全も全体的な取り組みをするべきでないかという議論は当然起こってくると思います。

そういうことは、まさにこれと並行的に進めていく必要があるかと思っております。例えば瀬戸内海広域委員会なども放流事業の専門部会を置いて、例えば特定の事業所において種苗生産をし効率化して放流するというようなものとか、漁場保全事業を一体的に進めていくという議論を進めていかなければいけないと。まさにそういうものが、この広域漁業調整委員会の資源に関するものと付随的に出てくるものというふうに考えております。

なお、今言われました日裁協の問題は、ちょっときょう担当が来ていないんですが、日裁協というのは、基本的に技術開発、研究段階の組織であるということになっているようでございますので、積極的な資源回復計画に対応した事業展開ということになったときに、これがそのまま日裁協の責務という形で整理されるかどうかは、ちょっとまだ議論が必要ではないかというふうに考えているところであります。

以上です。

澁川会長

ほかにございせんか。

ただいまは、本委員会と部会のかかわり、分担についての話に及んでおりますけれども、ないようでございますので、事務局から考えが示されたまま今後の資源回復計画の作成に向けた調査審議の分担については、部会の範囲に分布回遊が限られる資源の回復計画については、当該部会において詳細な検討を進めるということで、委員会として了承したいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長

ありがとうございました。

それでは、もう一つございまして、当面の資源回復計画の作成の手順について審議を行いたいと思います。

先ほど来、事務局の説明がございましたけれども、資源回復計画作成につきましては本年度中の作業としまして、平成 14 年度から具体的な資源回復措置の実施を目指している魚種については、早急な計画の作成が必要とされております。

さらに、その翌年度の 15 年度以降の実施を目標に検討を進める回復計画については、まだ余裕がございまして、その候補魚種をどうするかと、優先順位の検討を行いたいということでございました。

そこで、こういう作業手順でよろしいかどうか、その点について委員会として承認をいただきたいということでございますけれども、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

篠崎委員

ただいま、基本的には部会で検討をするということで御了承いただいたわけですから、明日、具体的な対象の魚種なりそういうものの説明が水産庁の方からなされると思いますので、そういう中で真剣に検討するということがいいと思うんですね。そういうことで、部会で慎重な検討をしていただきたいというふうに思います。

澁川会長

どうもありがとうございました。

それでは、取りまとめたいと思います。

資源回復計画の作成に向けた当面の計画作成の手順につきましては、本年度中の作業として、14 年度から具体的な資源回復措置の実施を目標とする魚種についての計画の作成を 13 年度中において取り組む。それから、15 年度以降の実施を目標に検討を進めていく魚種に係る計画については、その候補魚種の選定と優先順位の検討を行うということで、委員会として了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長

ありがとうございました。

それでは、以上の 2 点を資源回復計画作成に向けた手続や手順に関する本委員会の意見とさせていただきます。

事務局においては、このことを水産庁の関係部署や各都道府県の海区委員会及び

水産部局、関係業界などへお伝えいただき、必要な作業を取り進めるようお願いしたいと思います。

3 その他

澁川会長

この委員会で当面具体的に形を整えるべきと事項は終わりました。あとはその他の議題でございます。私は、ここがきょうの一番の重要点じゃないかと思ったんですが、今まで事務局の方から説明が多々ございまして、たくさん勉強させていただいたわけでございます。

以上で資源回復計画の協議事項は終了しましたが、本日の委員会で取り上げるべき事項、こういうふうに言うとまた語弊があるんですけども、ここは当座第1回のスタートでございますので、これからのこの委員会あるいは部会にどういう期待を持つかということも含めまして、意見交換をしておいた方がいいというふうに思われます。

それでは、ただいまより、その他の議題として時間をとらせていただきたいと思いますというふうに思います。どなたからでもどうぞ。

外記委員、どうぞ。

外記委員

委員会のスタートに当たりまして、調整機関のそれぞれの関連につきましてお尋ねをしたいと思います。

本広域委員会は、あくまでも主とした目的が資源管理であって、従として漁業調整を行っていくというふうに考えておりますけれども、今まで日本の漁業の場合には、各都道府県の漁業調整委員会、それに連合海区調整委員会、もう一つ中央漁業審議会、いわゆる中審があったように思っておりますけれども、私の考え方では、広い意味では中審はやはり資源管理及び漁業調整を一つの目的にしていたような感じでございます。ただ、来年度、許可の一斉更新年を迎えておりますので、その辺で、今の都道府県調整委員会と広域委員会と、もう一つあります中審の関係をどういうふうに考えたらよろしいか、お尋ねをしたいと思います。全く関係がないのか、それとも関係があるのか。ある場合には、広域委員会の決定事項に対して中審がどういうふうになるのか、それをお尋ねをしたいと思います。

澁川会長

ありがとうございました。

なかなかそこは私もいま一つよくわからぬところがございますけれども、事務局よろしく御説明をお願いいたしたいと思います。

佐藤漁業管理推進官

一斉更新の件につきましては、これはちょっと横におかしていただき、この広域漁業調整委員会において、いわゆる狭義の漁業調整問題をどう扱うかという面につきましては、いろいろな議論がございました。結論から申しますと、資源の分配

論というのは、その資源を、だれがどういう形でとるか。それは、船の大きさなり隻数なり漁期なり漁場なりいろいろな漁業規制の結果、決まるものであります。こういう分配を巡る紛争は、資源の状態がよい場合でも発生する。もちろん、悪い場合はそれがさらに激化する。

ところが、今まで漁業調整の内容を見ますと、いわゆる漁場をめぐる関係漁業者間の利害調整。大部分の場合は、自分の分配率を高めようというものになっている。このような漁場の利用の形態を巡る紛争は当事者間で議論をしていくというのが最も適当ではないか。仮にこのような委員会でそういうものを議論しますと、現場の状況に精通されていない委員とも一緒に議論するということは、必ずしも適当でないのじゃないかと。それから、この委員会でそういう議論をしますと、まさに資源管理という共通の、例えば漁場が異なって、漁場で顔を合わせることがない人の間においても議論をしていかなきゃいけないようなものに、なかなか手が回らなくなるのではないか。

そういういろいろなことがございまして、いわゆる従来から行われている漁場をめぐるような漁業調整につきましては、従来からの国なり都道府県の行政が入って、当事者間の協議の場をつくって、その間で解決を図っていくということが最もふさわしいのではないかというふうに、一応整理はさせていただきました。

ただし、資源管理をめぐる調整か漁場の利用をめぐる調整かということを区分するのは非常に難しいものがあります。必ず資源の分配をめぐる漁場利用が起こるわけですから。いろいろな紛争の内容が、まさに資源の利用というか資源管理と非常に密接な問題であるということであれば、それはやはりこういうところで取り上げて議論をしていかないと考えます。基本的には、資源の減少をとめられない場合は、幾ら調整で多少どちらかに有利な分配の調整結果が起こったとしても、資源そのものは減少をしていますから、常に次の調整にまた持っていかざるを得ないということで、紛争が結果的にそれら全体としての漁業の回復とか安定になかなか向かいにくいということがあった場合は、やはりそこをどこかでとめる必要がある。その資源の内容を見て、利用形態を見て、だれがどういうことをすべきかということで、その回復を図っていく、それに支援措置を講じることにより、本質的回復を図っていく。これがまさにこの委員会の業務と考えているところであります。

だから、当然一斉更新などにおいて、1回切りじゃなくて、個々、間断にそういう議論をしていきます。一斉更新においても、資源管理も考慮の一つでございしますが、この場においては、専らそういう共通の利益を確保できる、歩み寄ればお互いにその減少をとめられるといったことについて、どう取り組むかということを中心に議論をしていくということが必要ではないかというふうに、私の方としては、この3年間いろいろと沖合沿岸のサイドの方と議論をして、そういう形で進めていきたいと考えています。調整の問題は未来永劫続きますけれども、それを何とか乗り越えないと、全体としていい結果が得られないのじゃないだろうかというふうに考えて、運営をしていきたいと思っているところであります。

澁川会長

ほかにございませんか。

どうぞ、木村委員。

木村委員

私の方から1つ質問したいと思います。

この資源回復計画のモニタリングの中で、いろいろ計画を進めながら資源を増やしていくという状況でございますが、国民の生産たんぱく質の供給については輸入で補うというようなことが基本法の策定の中にあるようなんですが、我々漁業者が今一番困っている経営安定策に関連する問題として、価格あるいは輸入業との問題があります。我々がこれから資源管理しても魚価が暴落して収入を減らしていく可能性もあり、その辺に関連した経営的な調査はなさっているのでしょうか。その辺、御質問したいと思います。

澁川会長

木村委員さんのお話、これは水産庁への質問、我が委員会に付された話かちょっと定かでないと思いますので、これは部長ですな、どうですか。

海野資源管理部長

なかなか難しい御質問でありますけれども、水産の場合におきましては、我が国周辺での資源を活用しながら、今後とも国民に供給していくというのが基本。あわせて、それだけで足りないものについては、輸入などについてもあわせた形で行われていくということが、基本法制定の中でもうたわれているわけにあります。

しかるところ、我が国周辺で資源の状況が悪くなっているということで、これについて沿岸あるいは沖合、あるいは複数の県にまたがっているような問題については、それぞれが別個に互いに向き合ったような状態で何もできないというようなことでは困るからということで、こういう大きな資源回復計画のようなものをつくって広域で調整をしていこうということが、この調整委員会ができたゆえんでもあるわけにあります。

そういう中で、我が国のたんぱく質をどういう形で供給していくか。あるいは、確かに輸入がそれを補うような形のものであるかもしれませんが、あるいは畜産物といったようなものも含めて、いろいろ考えていかなきゃいけない話でありますけれども、それに関して、これが行われた場合に、今後どのようなことになるのかということについて、具体的な形で調査研究というのは、現在、我々の方でしているところは特にございません。ただ、そういうことも十分注意していきながら、こういうものを進めていかなきゃいけないだろうというふうには考えています。

木村委員

私も宮城県では、いろいろな管理、あるいは全県にわたっての管理型漁業をここ7～8年ほどやってきました。イカナゴもそのとおりなんですが、オキアミは岩手、福島、茨城、宮城と4県にわたって、需要と供給源ということで、漁獲枠あるいは1隻当たりの割り当て、その辺までやって、一時的には価格は安定しましたが、去年、一昨年あたりから、商社がポーランドからオキアミを輸入して、我々の6万トン内外を超えた、全体的に3万トンぐらい入っているようなんですが、価格が半値になってしまった状況になって、私が代表でやってきたものですから、漁業者からは、管理型漁業をやったって何もならないと、こういう批判を今受けている状況

にあるわけなんです。管理すれば、確かに魚資源は残る状況は、みんな漁業者はわかるんですが、反面、輸入されたものの価格の低迷、これの問題を、この部会は別にしても、水産庁として調査をしていただきたいというのが私のお願いでございます。

澁川会長

木村委員さん、どうも御心配な点だろうと思うんですが、私も先ほどの質問にちょっと窮しまして、部長の方に振らせていただいて申しわけなかったのですが、木村委員さん、これからこの委員会を進めていくということを私なりに考えてみましたのでございますけれども、きょうは初会合でございますので、委員の皆さんも傍聴席においでの方も、さまざまな期待を持って臨んでおられるというふうに思うのであります。特に木村委員さんのお話に関連して申し上げておきたいと思うのですが、この広域委員会は年に2回、それから、部会も果たしてどのぐらいの頻度か、そういう開催状況になるのじゃないかというふうに思われるわけでありませう。

もう一つは、この委員会に付託されております課題を限られた時間内にどういうふうに処理していくかという話、それから、この委員会にふさわしい話題は何だという話。先ほど来、外記委員の方からも中央漁業調整審議会という話が出ましたけれども、御案内のとおり水産基本法ができて、委員会は大分形が変わっておりまた、基本法絡みの大きな委員会の方に、またさまざまな部会みたいなものできておりまして、それらとの関連で話題の整理をしながら進めていく必要があるというふうに思っているわけでありませう。

きょうは初回ですので、この際、何でも委員会でできるのではないかと、あるいは期待をしたいというお話が出るかと思ひますけれども、その辺は皆さんとこういう場で、どういうふうに優先順位を絞って話題を整理し、議論を重ねていくかということが重要かと思ひます。ただいま木村委員さんからも2つの御質問がありましたけれども、私の感じですと、どうやら今の御質問をこの委員会で諮っていくにしては、ちょっと話題が大きいといひますか、支えられないなというカテゴリーに属するものじゃないかという気がするように思ひます。

ほかにはどうでしょうか、この際。

福島委員さんが速かったので、福島さんどうぞ。

福島委員

先ほど来、冒頭の話の中に、この広域委員会の範囲と申しましようか、沿岸から200海里の中の太平洋海面というようなお話がございましたけれども、資源が減少する原因といひますか、これには一部漁業者の乱獲あるいは自然現象というようなこともありましたけれども、人間以外のものが資源を乱獲しているというような昨今、例えばクジラの影響ですね。これについての見解をお伺ひしたいと思ひます。

澁川会長

この質問は資源管理推進官のところでお答えしてもらいたいと思ひます。

佐藤漁業管理推進官

確かに浮魚を巻いてたら、下からガバッとクジラに食べられてしまって、しばら

く魚がいなくなったとか、漁業者からクジラの問題はよく聞くところであり、おっしゃるとおり、生態系全体の観点からクジラによる影響がどのくらいあるかというのは、資源の回復など検討する中では不可欠な問題だと思います。例えば水研との協議の中でも、必ずそういう形で御指摘があることは聞いております。それについては、我が国周辺のいわゆる鯨類の捕獲調査も最近されていると聞いております。だから、その辺も当然頭に入れなきゃいけないんですが、だからといって全てクジラのせいにしてしまうこともどうかと、やっぱりできることはやらざるを得ないのじゃないかと考えます。

ただ、人間の漁獲の比率がどうなっているかも、対象魚種によって大分違うのじゃないかと。だから、そういうのが、余り関係のなさそうな魚種もそちらの方の責任として逃げていくことはちょっと無理かなと思いますけれども、一般論としては、当然その部分、全体を考えていかないといけないだろうということは、どこに行っても、これは沿岸漁業関係の方からも、クジラの問題は言われております。答えになりましたでしょうか。

澁川会長

それでは、鈴木委員（徳）さんどうぞ。

鈴木(徳)委員

先を越されましたが、私もクジラの問題です。まさにこれを言おうとしておりました。クジラは生態系をも狂わしていると、完全にこう言い切っている方がいらっしゃいます。1週間ほど前も読売新聞で、「当世クジラ事情」なるものを新聞記事に連載しておりましたが、インターネットのホームページなどを開くと、数字は、皆さんいろいろな情報があるでしょうから、きょうの場では私も控えておきますが、一番大きい話では、人間は1億トン獲ってない、クジラは4～5億トン獲っていると。1日に250キロ食べるミンククジラが、ここの海に3万頭もいると。鯨類が1日7,500トンのサバ、イワシ、オキアミその他を食べているという、これは本当に大変なことだということです。

新聞にも出ていましたけれども、来年には、下関で商業捕鯨を含めた会議が開かれます。ニュージーランドはクジラ採捕の反対国ですが、これに日本が勝って、来年、下関でやるということ。小泉総理の話でもないですけども、やはり世論の話というのは大きな力を持つと思います。広域漁業調整委員会も、この資源回復ということに対しては、クジラの話抜きにしては私はできないと思います。人間がやることだけをということではいけないと思います。ですから、いろいろな報告を聞いて、そして委員の皆さんが了解できれば、大きな世論の一つとして国に訴えかけることが大事なのじゃないかなと、こういう感じがします。

インターネットなどを見ると、クジラは獲らなきゃならないとわかっている人も、国の事情で言えないんだと。国の事情というのはどういう事情だかわかりませんが、大きな声で言えないんだと、こういうことが報じられております。ぜひこの問題も、この委員会として調査機関なり何らかのお話を聞いて、先ほどおっしゃっていた資源回復における作業とは別に、大きな国に対する具申として提案していただければありがたいと思っております。これは委員の皆さんの御賛同がなけ

ればもちろんだめですが、クジラはかわいいから獲るなという方がいれば、これはこれでまた一つの意見ですからいいと思いますけれども、その辺も含めて、よろしくお願いいたします。

長島委員

今、このお二人が御質問というかお願いしたのは、我々はまき網漁業を営んでいまして、まき網というのは、ほかの漁種の方よりは器が大きいわけですよ。ですから、きょうの資源回復計画は大事で資源を大事にする、管理するというのは確かにいいことですが、そうして論議すると、まき網漁業というのは常に他種漁業から白羽の矢ですね、そういう可能性があるということです。

そこで、きょうのテーマで、各地域に漁業調整、漁場をめぐる紛争とかに対しての協定があるわけですよ。そういう細かい協定を、先ほど推進官も言いましたが、確かに地域で管理するよということですよ。要するにこの広域漁業調整委員会の指示、権限、これは細かい地域の協定には触れないでもらいたいということです。推進官、わかりますか。先ほど推進官も言いましたけれども、まき網が大量に獲るから資源が減るという議論が非常に多いと。まき網はまき網の今後の管理、小型は小型という、そういうふうに分けていただきたい。そういう非難はしてもらいたくないということ、ここで皆さんにお伝えしたいと思います。

佐藤漁業管理推進官

今、長島委員の御指摘を、私として十分把握しているかどうかは別でございますが、個別の操業協定そのものにここが関与するということはないし、その解決をこの場で図ることはなかなか難しいのじゃないかと思えます。ただ、先ほども申し上げましたように、資源管理という面から見たときに、いろいろなことを前提をつけず、今対象資源についてどういう漁獲がされていて、どういうことを講じていかなきゃいけないのかとなったときには、これは議論しない。という前提をおいては、資源回復はやはり難しいかなというふうに思えます。

だから、結果的に協定そのものは、例えば相互間においてその協定はそのまま残ったとしても、その協定の内容を一時的に改変するような、いわゆる資源管理措置というのが別途全体として合意されるということがあったとしても、これはそういう形から、議論の前向きな発展ではあるのではないかと思えます。ただ、いわゆる恒常的な漁場利用をめぐるの、議論に入るとするのは、多分資源管理という面から見たときには、なかなか焦点が絞れないという形に終わるのではないかというふうに思えます。

澁川会長

どうぞ。

篠崎委員

大分問題が細くなってきたようですから、私は、今サバの話も出ましたが、明日の部会で徹底的に御質問もするし、意見も申し上げたいと思ったんですが、卓越年級群というのがサバの一種の性格ですし、卓越年級群というのはサバばかりじゃございません、大海遊魚においては。マアジもそうでしょうし、あるいはマイワシもそうでしょう。なぜサバだけをこういうふうな形で取り上げたかというような、

疑問は持っているわけですよ。しかも、4年前からTACをやっているし。

それから、特に北部太平洋海域でも、先ほど長島さんからお話がありましたように、それぞれの地域で資源の管理を基軸とする取り決め、魚種間の紳士的な取り決め等も行われているわけですよ。そういう中で、なぜあえてサバだけを取り上げなくちゃならないのかというふうなね。何か別なところに要因があるのじゃないかなと、純粋な資源管理だけの問題じゃなくてですね。そういう問題もある。そのほかにもいろいろありますけれどもね。

それから、私も海区調整委員会の会長も仰せつかっていますが、それぞれの海区調整委員会においても、先ほど推進官がおっしゃられたように、単なる漁場の調整だけじゃないんですよ。基本はあくまで資源の管理、市場費用、こういうものが基幹となりまして、いろいろな調整あるいは委員会の指示等も行われているわけです。そういう問題も含めて、魚種の選定なりあり方なりというものを考えていただかないと、今、宮城県の木村さんもおっしゃられたように、私は、これは広域漁業調整委員会で取り上げる問題じゃなくて、渋川委員長がおっしゃられたように、これは別な次元の問題だろうと思いますが、今は大変な時期ですよ。今、単なる原魚の輸入ばかりじゃなくて、加工品の調製品までも中国、ベトナム等から輸入されてきて、それこそ大変な時期なんです。私どもも食品工場2つも持ってやっておりますが、とてもじゃないけど対応できないんですよ。そういう厳しい問題もあるわけですが、これはこの広域漁業調整委員会と次元の違う問題ですから、これはあえて触れませんが、いずれにしても明日の部会では、対象魚種をめぐって、また調整のあり方、あるいは資源管理のあり方、こういう問題について徹底的に水産庁の意見も聞かせていただきますし、私も意見も申し上げたい、こういうふうに思っております。

渋川会長

どうもありがとうございました。

山下さん、どうぞ。

山下委員

1つ、確認事項として質問があるんですけども。

事務規程のところで、いろいろ委員の方々が意見をおっしゃっていたので、一応確認しておきたいと思ったんですが、事務規程の13条に、「議事録は、一般の縦覧に」と書いてありますが、これは公開という意味だと思うんですね。どのくらいの範囲で、どのくらいのタイミングで、この会議が終わってからどのくらいのタイミングで公表されるのか。それから、公表したときに、おのこの意見を述べられた方の氏名等が出るのかどうか。それから、その場合には、意見を述べた者以外の人でもですけども、1回確認をしてから公表するのか、それとも、バツと公表してしまうのか。それから、メディアですね、インターネットというのも最近ございますけれども、官報のようなものでの公開なのか、そういったところを教えていただけますでしょうか。

大隈管理課長補佐

まず、これは広域漁業調整委員会に限らず水産政策審議会もそうなんです、近

年のこういう国の委員会というものは、まず公開が原則でございます。今回の委員会につきましても、一般のプレスの方にも開催されるということで投げ込みは行っておりまして、何か特別な事情がない限りは、内部限りでの会議といった形はとりません。

したがいまして、そもそも議事録におきましても、当然委員の皆様の発言ということは、お名前も付して記録させていただきますし、それは基本的に公開。公開といっても、こちらは当然水産関係、各県さん、各県の海区漁業調整委員会の事務局さん、それから当然委員の皆様方に後日、でき次第送付いたします。外部の方から、この議事録を見てみたいんだけどもという申し出があれば、それは公開するという形をとろうとしております。

また、具体的にどのタイミングで公表かということですが、私ども、当然この会議が終わりましたら、議事録というものの作成は早急に行いますけれども、ちょっと具体的に定まっているものではありませんが、向こう2～3カ月の間には、ちゃんと議事録といったものは作成できるように努めたいと思います。

以上でございます。

澁川会長

縦覧の意味を具体的に教えてください。

大隈管理課長補佐

ここで縦覧するというのは、公開するといえますか、まず、関係者の方に広く配布いたしますし、外部から、この会議に関する記録を見たいんだけどもというふうな申し出がありましたら、それはちゃんと公開するということでございます。

佐藤漁業管理推進官

いずれにしても、先ほど言いましたように、ここの場の議論は、当然関係する漁業者の関心のあるところであります。それから、さきの国会でも、環境保全と資源回復というのは非常に多くの時間をかけられている国民的関心事項だと思っておりますので、現段階で具体的な手法についてはまだ決めておりませんが、基本的には、できるだけいろいろな手法を使って皆さんに知ってもらわなければ、資源管理というのはできていかないのではないかとこのように思っております。

なぜかと言うと、これはまさに漁業者の合意形成の中からつくり上げていくものですから、どこかで決めたものを押しつけるということではございませんので、審議過程もそういう趣旨を踏まえて、できるだけみんなに知っていただくという趣旨でやっていくべきと思います。ただ、いろいろインターネットその他具体的なところにつきましては、まだ決めておりません。

澁川会長

山下委員さん、よろしいですか。

山下委員

結構です。

澁川会長

ほかにございませんか。

どうぞ。

鈴木（徳）委員

さっきのクジラの話ですが、少しでもこの委員会で考えてもらえますか。

佐藤漁業管理推進官

それでは、この委員会として、いわゆる水産庁にこういう提案をしたいとか提起したいということにつきましては、まさに独立した権限を持つ委員会として、そういうものというのは活動の一つだと思います。それで、どういう形で過去も、法定連合海区の瀬戸内海のやり方とかいろいろございます。ここについては初めての委員会ですので、前例はありませんけれども、そういう委員の皆様方の合意で決議したいということであれば、どういうやり方で意見をまとめていくかということも含めて、ちょっと事務局で検討をさせていただきたいと思います。

澁川会長

下関の会議は何時開催されるのでしたか。

鈴木（徳）委員

来年の6月ですか。

澁川会長

そうすると、この委員会がきょう終わったら、年明けてまたお会いするというタイミングになりますね、そのときに間に合うのかな。

鈴木（徳）委員

下関会議はいい機会でありますけど、ただ、それに間に合うとか間に合わないということじゃなくて、資源についてはクジラの問題も考慮しなければならないということを考えていただきたいと思いますと思うわけでございます。

澁川会長

ありがとうございました。

そういうことで、ただいまお話が出ました事項は、事務局でも十分整理してもらって、どういう扱いにするのか考えさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでございますか。まだ時間はありますから、どうぞ。

それでは、ないようでございますので、本日の委員会はこれにて閉会をさせていただきたいと存じます。

委員各位、御臨席の皆様におかれましては、本当に長時間ありがとうございました。

なお、最後に、議事録署名人の石黒委員さん、福島委員さんには後ほど事務局より議事録が送付されるようでございますから、署名の方をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これをもちまして第1回太平洋広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉 会

